# 振り込め詐欺被害にあわれた方へ

## ~ 振り込め詐欺救済法についての手続きの流れ ~

### 1. 口座の取引停止等

⇒被害にあわれた方は、警察と金融機関に申し出てください。



# 2. 預金保険機構による当該口座の失権のための公告

⇒60日以上経過し、その間に名義人からの申出がない場合、当該口座にか かる権利は失効します。



3. 預金保険機構による分配金支払のための公告



#### 4. 被害にあわれた方が金融機関に支払を申請

⇒当組合の口座にお振込をされて被害にあわれた方は、公告期間内(30日以上の期間を設けます)に、当組合へ申し出てください。



#### 5. 支払請求権の確定

⇒当組合が、申し出された方について被害者であること、被害額、支払額の 認定を行います。



## 6. 金融機関より分配金の支払

- ※ 本法の対象となる「犯罪利用口座」は、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為(「振り込め詐欺」「インターネットオークションを利用した詐欺」等)において振込先となった預金口座です。
- ※ 残高が 1,000 円未満の場合には、本法による支払手続の対象となりません。
- ※ 犯罪利用口座の残高が、分配する金額の上限になります。複数の被害者から支払要請がある場合には、残高を被害額に応じて按分した額を分配します。
- ※ 当該口座の消滅のための公告等の各公告は、預金保険機構のホームページよりご覧下さい。(当機構ホームページアドレス http://www.furikomesagi.dic.go.jp/)

# 「振り込め詐欺救済法」に基づく「被害回復分配金」の支払申請をされた方へ

被害回復分配金支払申請をされた方(またはその代理人の方)は、支払該当 者決定後(申請された方に決定書を送付させていただきます)、当該対象口座に 関する、被害回復分配金の決定表の写しの閲覧が可能です。

閲覧を希望される場合は、下記の「お問い合わせ窓口」まで事前にお問い合わせください。日時・閲覧場所(当組合の本店営業部または本部・経営企画部)・必要書類等をご案内させていただきます。

お問い合わせ窓口	岐阜商工信用組合 経営企画部
電話番号	058-214-6418 0120-007-882(フリーダイヤル)
受付時間	平日 9:00~17:00